



2022年5月24日

各 位

会 社 名 NSユニテッド海運株式会社  
代表者名 代表取締役社長 谷水一雄  
コード番号9110 東証プライム市場  
問合せ先 総務グループリーダー 藺田 恭  
(TEL 03-6895-6225)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」として2022年6月28日開催予定の第96回定時株主総会に、定款一部変更についての議案を上程することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更後の定款案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 15 条 本会社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類、事業報告、計算書類 及び連結決算書類に記載又は表示すべき 事項に係る情報を、法務省令の定めると ころに従いインターネットを利用する方 法で開示することにより、株主に対して 提供したものとみなすことができる。</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第 15 条 本会社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類等の内容である情報 について、電子提供措置をとるものと する。</p> <p>2. 本会社は、電子提供措置をとる事項の うち法務省令で定めるものの全部また は一部について、議決権の基準日までに 書面交付請求した株主に対して交付す る書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第 15 条 (株主総会参考書類等の インターネット開示とみなし提供) の削除 および変更後の定款第 15 条 (電子提供措置 等) の新設 は、会社法の一部を改正する法 律 (令和元年法律第 70 号) 附則 第 1 条た だし書きに規定する 改正規定の施行日 である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」とい う) から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か 月以内の日を株主総会の日とする株主総会 については、現行定款 第 15 条はなお効力 を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日 または前項の株主総会の日から 3 か月を経 過した日のいずれか遅い日後にこれを削除 する。</p>

### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2022 年 6 月 28 日 (予定)
定款変更の効力発生日	2022 年 6 月 28 日 (予定)

以 上